

広島県告示第二百五十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木局土木整備部土木整備管理課及び広島県東部建設事務所において、平成二十二年四月八日までの間、縦覧に供する。

平成二十二年三月二十五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

県道

二 路線名

鞆松永線

三 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
福山市柳津町一丁目二三五番一地从先から 福山市今津町四丁目七六番一地从先まで	旧	四・〇〇〽三 六・二〇〇	一八二二・〇 〇	
福山市柳津町一丁目二三五番一地从先から 福山市松永町三丁目二八八番二七地从先まで 福山市松永町三丁目二二一番一地从先から 福山市今津町四丁目二五番一地从先まで	旧	一九・二〇〽 五五・〇〇〽 二八・〇〇〽 一〇二・〇〇〽	一一〇四・〇 〇 四二二・〇〇 〇	
福山市柳津町一丁目二三五番一地从先から 福山市今津町四丁目七六番一地从先まで 福山市柳津町一丁目二三五番一地从先から 福山市今津町四丁目二五番一地从先まで	新	四・〇〇〽三 六・二二〇 一九・〇〇〽 一〇二・〇〇〽	一八二二・〇 〇 一六一一・〇 〇	ダブルウェイ 一部拡幅